

防火管理者の再講習制度

について

- 西日本防災システム

再講習制度について

最近、防火対象物の使用形態は複雑化し、さらに消防法改正への対応など、

防火管理者に要求される知識や新しい技術は増加し、幅広くなっています。

そのような中、平成15年6月に関係法令が改正され 特に比較的大規模な防火対象物

は高度な防火管理が要求されるため、これらを管理する防火管理者に対して

再講習を義務付けることが定められました。

平成十八年4月1日から制度化されました。

再講習が必要なものは



特定防火対象物のうち、収容人員が300人以上の防火対象物の甲種防火管理者



防災管理対象物において、防災管理者に選任されている防災管理者

上記に当てはまる 防火管理者 防災管理者の方が 該当します。

特定防火対象物



収容人員



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ



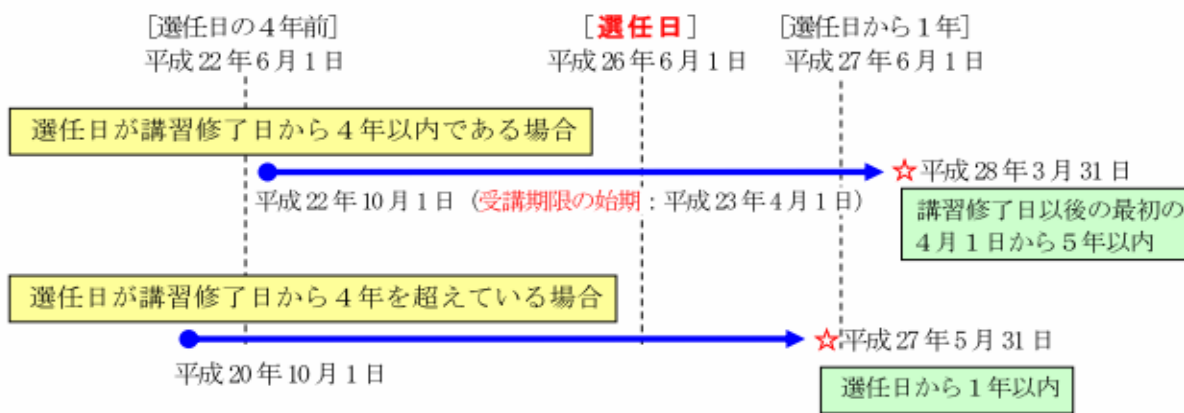
防火管理者の再講習制度

について

- 西日本防災システム

告示で定められている受講期限

- ① 選任日が講習修了日から4年以内 → 講習修了日以後の最初の4月1日から5年以内
- ② 選任日が講習修了日から4年を超えている → 選任日から1年以内
- ③ 以後同様（直近の再講習修了日以後の最初の4月1日から5年以内）



● : 新規講習又は直近の再講習の課程を修了した日

☆ : 再講習受講期限

日本防火・防災協会 資料



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ 

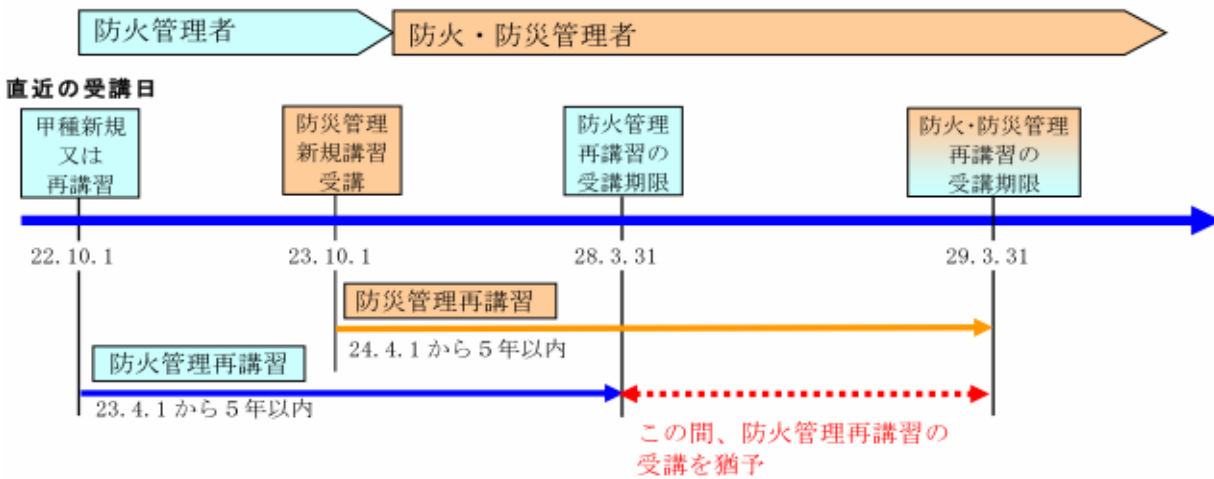
防火管理者の再講習制度 について - 西日本防災システム

甲種防火管理者再講習の受講期限の特例

甲種防火管理講習修了者が、新たに防災管理新規講習の課程を修了した場合

- ① 選任日が防火管理講習修了日から4年以内で、かつ、防火管理再講習受講期限が防災管理再講習受講期限より早い場合 → 防災管理講習修了日以後の最初の4月1日から5年以内
- ② 選任日が防火管理講習修了日から4年を超える → 選任日から1年以内（特例なし）

※ ①の場合は、防災管理講習修了日以後の最初の4月1日から5年以内に、防火・防災管理再講習（併催再講習）を受講すればよい。



日本防火・防災協会 資料



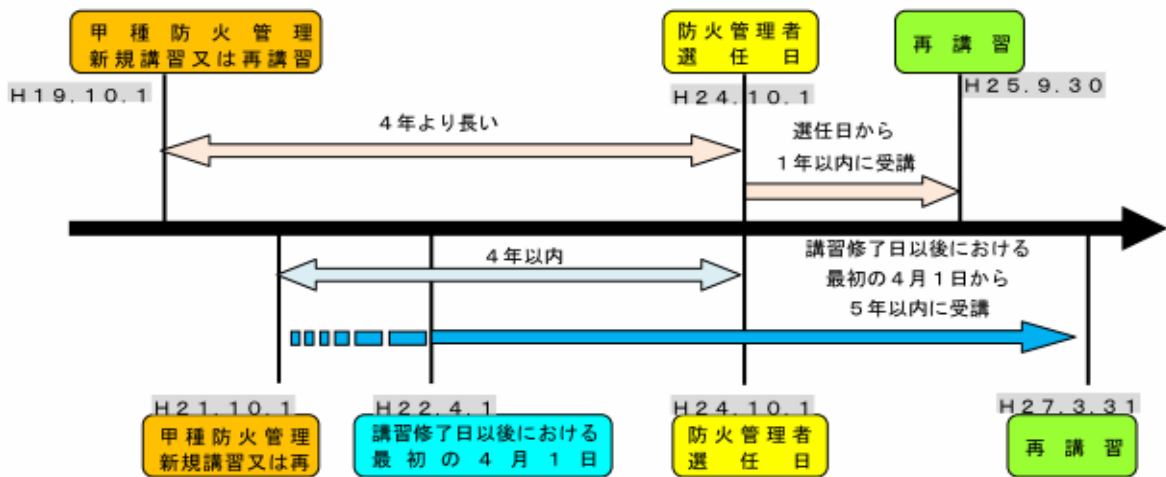
西日本防災システム
 NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ

防火管理者の再講習制度 について - 西日本防災システム

甲種防火管理者再講習の受講期限と受講サイクル



日本防火・防災協会 資料

平成24年4月1日 以降に講習課程を修了された方

最後に講習課程を修了した日 以後の最初の4月1日から5年以内に再講習の受講の必要があります。

平成24年3月31日 以前に講習課程を修了された方

最後に講習課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習の受講の必要があります。
 旧基準では最後に講習課程を受講した日から5年以内でした。





再講習 受講義務対象に該当するのは・・・

- 1 建物は 特定防火対象物です
- 2 収容人員は 300人 以上です
- 3 甲種防火対象物です

1 2 3 **全てに該当すれば 再講習の受講義務があります**

一つでも当てはまらなければ 再講習の受講義務は**ありません**

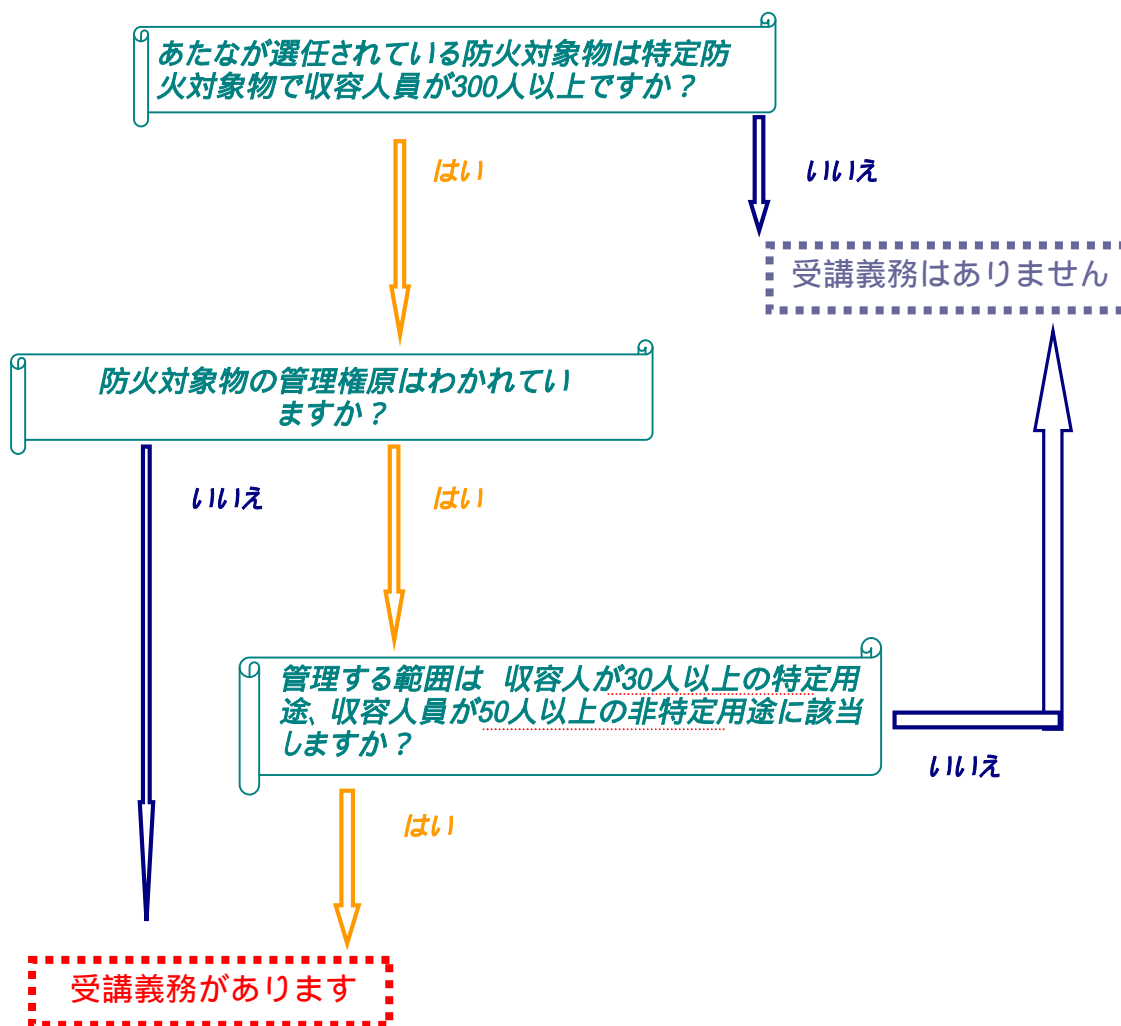


防火管理者の再講習制度 について - 西日本防災システム



あなたは再講習の必要がある防火管理者？

チェックシート 02





再講習を受けないと どうなるの？

受講期限を過ぎてしまった場合

あなたが選任されている防火対象物は防火管理者が選任されていない

防火対象物となります。

所轄消防署から 正規の防火管理者の選任を求められる場合があります。

防火対象物定期点検報告の特例認定を受けている場合

特例認定は 取り消しとなります。

これらの命令に従わない場合

罰則が科せられることもあります。





防火管理講習受講者以外で防火管理者として認められる者

消防法施行令第三条 ・ 消防法施行規則第二条

以下の資格や経験をお持ちであれば、防火管理者講習を受けずとも防火管理者として認められるとされています。

学校教育法による大学又は高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修

めて卒業したもので、1年以上防火管理の実務経験を有する者

市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に1年以上あった者

労働安全衛生法に規定する安全管理者として選任された者

防火対象物点検資格者講習の課程を修了し免状の交付を受けている者

危険物保安監督者として選任された者で、甲種危険物取扱者免状の交付を受けている者

鉱山保安法の規定により保安監督者として選任された者

国若しくは都道府県の消防の事務に従事する職員で、1年以上防火管理の実務経験を有する者

警察官又はこれに準ずる警察職員で、3年以上管理的又は監督的な職にあった者

建築主事又は一般建築士の資格を有する者で、1年以上防火管理の実務経験を有する者

市町村の消防団員で、3年以上管理的又は監督的な職にあった者

その他消防庁長官が定める者



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ

